

(傍系企業間の移籍)
(企業合併)による契約継続申出書
(企業分割)

(傍系企業間の移籍・企業合併・企業分割)(注)2により移動した下記の被共済者は、雇用関係上の権利義務が包括的に承継されておりますので契約の継続を申し出ます。

29年4月1日(提出日をご記入ください。)

独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部 殿

共済契約者番号 5 0 9 8 7 6 5
住 所 東京都豊島区東池袋1丁目24-1
(新)共済契約者 氏名又は名称 株式会社 中退共製作所
代 表 者 名 坂本 太郎
電 話 番 号 03 - 6907 - 1234



共済契約者番号 5 0 9 8 7 6 6
住 所 東京都港区芝公園1-7-6
(旧)共済契約者 氏名又は名称 有限会社 中退共販売
代 表 者 名 坂本 太郎
電 話 番 号 03 - 3436 - 0151

記

被共済者氏名		
柴田 進	青木 章二	池田 弘子

添付書類 (注)3

- (1) (新)共済契約者の共済手帳 } (原本)
(2) (旧)共済契約者の共済手帳 }

(注)1 被共済者が、新企業に引き継がれるときは、次の①、②の順でお手続をしてください。

- ① 移動先の新企業において、従業員の加入申込みをしてください。
(新規契約申込の場合、契約継続を申出する従業員は、過去勤務期間通算の申出はできません。)
② ①により、移動先の新企業に共済手帳が送付されます。その後、この用紙に必要事項を記入・押印の
うえ、被共済者(従業員)の添付書類(1)、(2)とともに、契約業務部保全課にお送りください。
なお、この用紙に被共済者(従業員)の氏名を書ききれないときは、適宜作成し添付してください。

(注)2 いずれかひとつを○で囲んでください。

(注)3 傍系企業間の移籍による契約継続にあたっては、新・旧企業の代表者が同一でない場合、傍系企業であることを証明する書類を提出いただくことがあります。